

育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について（案）

1. 概要

職員が家庭の事情によらず働き続けることができるように、育児・介護により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員へ新幹線等に係る通勤手当を支給する。

2. 育児・介護による転居の定義

（1）育児による転居

職員又は配偶者の異動又は官署移転に伴い、配偶者と同居し満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域に転居すること

（2）介護による転居

職員又は配偶者の父母（要介護認定を受けている者に限る）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居すること

3. 支給要件

以下の全てに該当すること

- （1）新幹線等（新幹線及び在来線の特急列車のことをいう。以下同じ。）による通勤で 1 つの特急券で乗車する区間が片道 100 キロメートル以上であること
- （2）転居後の住居からの通勤であること
- （3）新幹線等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること
- （4）新幹線等の利用により通勤事情の改善が認められること

4. 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日